

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第12回）

議事要旨

日時：平成30年1月23日（火曜日）10:00～11:30

場所：経済産業省別館2階227共用会議室

出席者

三木座長、青柳委員、氏田委員、梶屋委員、川上委員、高橋委員、藤原委員、三浦委員、吉津委員

議題

整合規格案の確認について

今後提案予定のある製品規格の概要について

議事概要

今回確認する整合規格案（6規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JIS C 9335-2-7（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－7部：電気洗濯機の個別要求事項）（資料4－1）第3条第2項 部分に「第1部の第三条第2項に該当する規定による」とあるが、ここには資料4－3の同じ要求事項にある「クラス0 I機器の場合は“接地しなければならない”旨」設置説明書に記載するとあるべきと思うが、一般に流通している洗濯機はどうなっているのか、という指摘があり、内容を確認の上、後日回答することとした。
- ・ JIS C 9335-2-7（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－7部：電気洗濯機の個別要求事項）（資料2別添1）主な改正内容部分に、「子どもが中に入っても内側から開けられることを要求する規定の追加」とあり、（資料4－1）第5条部分に「70Nの力で、閉じた扉を内側から開けることができなければならない。」とあるが、子どもは70Nの力はあるとしても中からおして開けられるのか、という指摘に対し、3歳児の押す力は、83.45Nあるという研究報告がある旨回答した。
- ・ JIS C8471-3-1（電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第3－1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項）資料

4-5 第7条第2号について、「金属製線びとカップリングの抵抗は、 $5 \times 10^{-3} \Omega/m$ 以下でなければならない。」とあるが、この単位は正しいのか、という指摘があり、内容を確認の上、後日回答することとした。

- ・ JIS C8471-3-1（電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項）資料4-5 第7条第2号について接地抵抗とあるが、正しくは接触抵抗ではないか、という指摘があり、内容を確認の上、後日回答することとした。

次に、今後提案予定のある製品規格の概要について、事務局より資料5を用いて説明を行った。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ 3番目 JIS C 9335-2-4（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-4部：電気脱水機の個別要求事項）の適用範囲について、スポーツジム等にある単体の脱水機は対象か、と質問があり、対象であると回答した。
- ・ 8番目 JIS C 9335-2-209（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-209部：家庭用電気治療器の個別要求事項）等の家庭用治療器について、治療に効果があるということは、WHOの基準を超えた電磁波を発生している可能性があり、医師の指導なしに家庭用で使用すると健康を害する恐れがあるのではないかと、この指摘があり、家庭用治療器であれば薬機法で確認されているはずであるので、原案作成団体等にも確認して、次回WGまでに報告する旨回答した。

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201